

第3節 介護サービス基盤の適切な整備

(1) 地域密着型サービスの整備《重点事業》

整備計画数	か所数、()は定員数(人)
整備数	累計か所数
定員数	累計定員数(人)

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、見守りや緊急時の対応が可能となる24時間対応のサービスで、第5期に新設されたものです。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に需要が見込まれるため、今後事業者の参入意向や利用者の様子を見ながら整備を行います。

夜間対応型訪問介護は、利用者数が少ないため、新規の整備は行わず、他のサービスによる対応の可能性を含めて、今後の方向性を検討します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	平成23年度末	平成24年度	平成25年度	平成26年度
整備計画数	—	—	2 (60)	2 (60)
整備数	—	—	2	4
定員数	—	—	60	120

② 認知症対応型通所介護

第4期事業計画期間中に2事業所の整備を行いました。

認知症対応型通所介護は、一般の通所介護とのバランスを取りながら、今後の高齢者数及び認知症高齢者の増加に合わせて整備を進めていきます。

	平成23年度末	平成24年度	平成25年度	平成26年度
整備計画数	—	1 (12)	2 (36)	1 (12)
整備数	20	21	23	24
定員数	295	307	343	355

③小規模多機能型居宅介護

第4期事業計画期間では、介護報酬が低い等、採算性の問題から整備が進んでいません。板橋区内では1事業所の整備でした。

既存の訪問介護、通所介護、短期入所が代替サービスとして考えられますが、利用者と職員のなじみの関係の中で一体としてサービスを受けられることが小規模多機能型居宅介護の最大の利点であり、今後も整備を進めていきます。

今後は採算面の克服のため、認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）との併設で整備を進めていきます。

	平成23年度末	平成24年度	平成25年度	平成26年度
整備計画数	—	1 (25)	3 (75)	2 (50)
整備数	2	3	6	8
定員数	50	75	150	200

④認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）

第4期事業計画期間では、国による介護基盤緊急整備特別対策事業として第5期の整備分を前倒して整備したため、9事業所を整備しました。

これにより、東京都の整備目標値（高齢者人口に対する定員数）である0.23%を達成しました。しかし、整備地域に偏在があり、未整備の生活圏域もあります。

第5期事業計画期間では、整備が遅れている生活圏域を中心に小規模多機能型居宅介護との併設を原則として整備を進めていきます。

	平成23年度末	平成24年度	平成25年度	平成26年度
整備計画数	—	1 (18)	2 (54)	2 (54)
整備数	19	20	22	24
定員数	323	341	395	449

⑤地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 30 人未満の小規模な有料老人ホーム等）

第 4 期事業計画期間では未整備で、現在 1 事業所の整備となっています。現状では、介護報酬をはじめ採算性の問題から事業者の参入が困難な状況ですが、今後も事業者からの相談に応じて整備を検討します。

	平成 23 年度末	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
整備計画数	—	—	—	—
整備数	1	1	1	1
定員数	10	10	10	10

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 30 人未満の特別養護老人ホーム）

地域密着型特定施設入居者生活介護と同様に、事業者の参入が困難な状況ですが、今後も事業者からの相談に応じて整備を検討します。

⑦複合型サービス

複合型サービスとは、医療ニーズの高い要介護者に対して小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を一体的に提供することにより、切れ目のないきめ細かなサービスを提供することを目的とする第 5 期に創設されるサービスです。

しかし、板橋区内には小規模多機能型居宅介護の整備が行き届いていないため、まずは小規模多機能型居宅介護の整備を優先して行います。

	平成 23 年度末	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
整備計画数	—	1 (25)	1 (25)	1 (25)
整備数	—	1	2	3
定員数	—	25	50	75

(2) 施設サービスの整備

整備計画数	か所数、()は定員数(人)
整備数	累計か所数
定員数	累計定員数(人)

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)《重点事業》

第4期事業計画期間中に1施設を新たに整備しましたが、施設サービスとしては最もニーズがあり、2,000名を超える方が入所待ちの状況です。

第5期事業計画期間では、必要性や緊急性の高い方に対応することを目指して、要介護度や住宅状況等に基づき入所希望者を分析し、整備目標数を300床と決めました。

また、今後も高齢者数の増加に伴い需要の増大が見込まれるため、補助金や公有地の活用等により、積極的に整備を進めていきます。

	平成23年度末	平成24年度	平成25年度	平成26年度
整備計画数	—	1 (110)	1※ (15)	3※ (175)
整備数	12	13	13	15
定員数	1,181	1,291	1,306	1,481

※平成25年度は、板橋ナーシングホームの建替えによる定員数の増加です。

※平成26年度の計画には、北東京寿栄園の建替えが含まれます。

②介護老人保健施設

第4期事業計画期間では、待機者が少ないことから、新設の整備を見送り、介護療養型医療施設からの転換1施設を整備しました。

平成29年度末までに、介護療養型医療施設からの転換が多数予想されるため、状況に応じて整備を進めていきます。

	平成23年度末	平成24年度	平成25年度	平成26年度
整備計画数	—	—	1※ (34)	—
整備数	9	9	9	9
定員数	1,129	1,129	1,163	1,163

※平成25年度は、板橋ナーシングホームの建替えによる定員数の増加です。

③介護療養型医療施設

国は平成29年度末までに介護療養病床を廃止する方針を打ち出しています。廃止となる介護療養型医療施設は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設や有料老人ホーム等へ、事業を転換することとなっています。

事業者の意向を確認しながら、計画的に転換を支援していきます。

	平成23年度末	平成24年度	平成25年度	平成26年度
整備計画数	—	—	—	—
整備数	7	7	7	7
定員数	484	484	484	484

④特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）

特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）は、事業者の参入意欲が高く、第4期事業計画期間では、6施設が整備され、計24施設となっています。

しかし、平成23年6月末日現在の入居率は約7割で、区民の入居割合は5割に満たない等、緊急に整備が必要な施設ではありません。

今後は、介護が必要な高齢者の多様な住まい方に対応する施設として整備を検討していきます。

混合型特定施設

	平成23年度末	平成24年度	平成25年度	平成26年度
整備計画数		—	—	—
整備数	24	24	24	24
定員数	1,490	1,490	1,490	1,490

介護専用型特定施設

	平成23年度末	平成24年度	平成25年度	平成26年度
整備計画数	—	—	1 (100)	1 (100)
整備数	2	2	3	4
定員数	133	133	233	333

(3) 居宅サービスの整備

介護を要する高齢者が、住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けられるよう、居住系・施設・地域密着型サービスの基盤整備を行っていく必要があります。そのために、需要と供給のバランスを的確にとらえて、必要なサービス供給量を確保していくことが重要となります。板橋区では、介護保険ニーズ調査及び居宅介護支援事業者等に対する調査の結果から、供給量が不足しているサービスについて、事業者への情報提供や公募を行うなど事業者の参入を図ります。

第4節 権利擁護の充実

(1) 成年後見制度の普及、利用の促進

成年後見制度は認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない方に後見人等を選任し、その方の権利を法律的に保護し支えるための制度です。

今後、特に高齢者を中心に利用対象者の急速な増加が予想されます。

①権利擁護いたばしサポートセンターの充実

板橋区では、成年後見制度の推進機関として、平成17年度に板橋区社会福祉協議会に「権利擁護いたばしサポートセンター」を開設しました。成年後見制度の普及啓発を始め、高齢者、障がい者のための権利擁護総合相談や、弁護士等による権利擁護専門相談、地域福祉権利擁護事業を行っており、さらなる充実を図っていきます。

②市民後見人の養成、活用

高齢化の進展により、急増する後見人を必要とする人々を支援するため、今後は権利擁護においても地域で高齢者を支えるしくみ、「市民後見人」の活用が必要不可欠になってきます。現在実施している市民後見人の養成については、裁判所や国の動向を注視しながら積極的に推進していきます。

③制度利用促進のために

成年後見制度を利用する際、裁判所への申立て手続きや費用が支障となり利用が進まない現実があります。区としても申立て費用の補助や成年後見報酬助成制度の拡充など、申立ての利便を図るとともに、選任された後見人が個別支援的的確な引継ぎや行政等関係機関とスムーズな連携が図れるようにするなど、後見人のサポート体制も検討し、制度利用の促進を図っていきます。

(2) 虐待防止に向けた取組みの推進

①早期発見の仕組づくり

虐待の防止・早期発見・見守り・周知・啓発活動のための見守りネットワークを活用し、民生・児童委員や町会・自治会などの地域住民等と連携して、虐待予防と防止に努めます。

また、家族介護者への支援を充実させ、虐待防止を図ります。

②介護サービス利用の仕組づくり

「介護サービスを利用しない、させない」等の理由から、虐待へと繋がる場合があります。このため、介護サービス事業者と地域包括支援センター（おとしより相談センター）を中心として、介護サービスの利用に向けた仕組づくりを進めます。

また、おとしより保健福祉センター高齢者虐待専門相談室では、これらの機関と緊密に連携し、困難事例を解決するための技術向上研修や検討会議を適宜行っていきます。

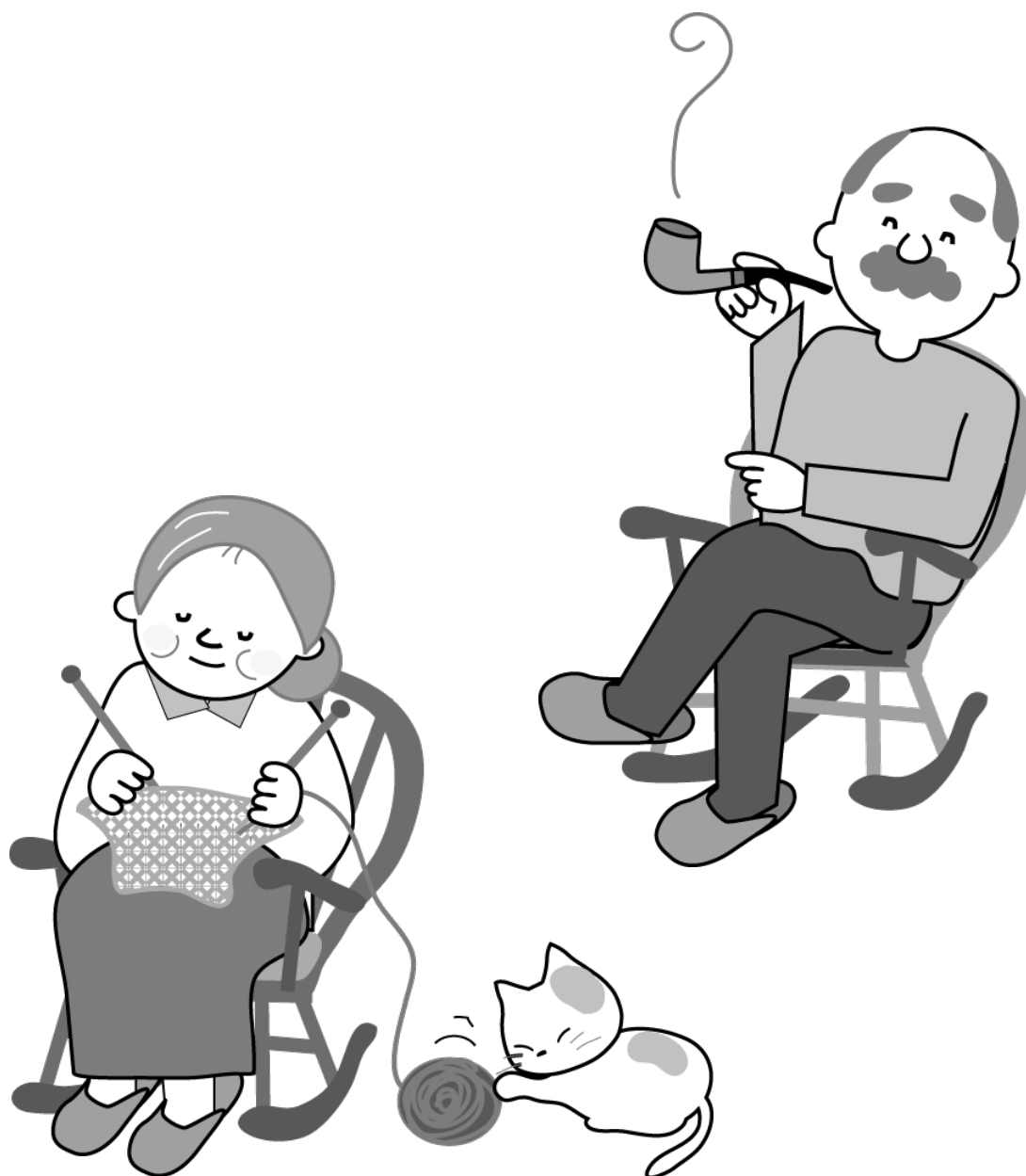
③専門機関による支援の仕組みづくり

困難事例等に対する支援を行う場合は、認知症専門相談、成年後見申立て手続き、精神保健福祉相談など、専門機能を持つ関係機関や医師、弁護士などの協力を得て、適切な方針と対応方法の確立を行います。

さらに、被虐待者を分離する場合や、サービスの導入を行う措置の仕組みを整え、受け入れ施設等のサービス事業者との調整やルールづくりを行います。

④高齢者虐待防止連絡会

高齢者虐待の予防、未然防止のネットワークを一層強化するために、高齢者虐待防止連絡会を設け、幅広い関係機関との連携、協力を深めながら高齢者虐待の防止に努めます。また、介護保険施設等における虐待対応についても関係機関と連携して取り組んでいきます。



第5節 介護保険事業の適正な運営及び普及啓発

介護保険事業を適切に運営するためには、介護保険制度の信頼を高めていくことが必要です。そのために、介護サービスが必要な方への適切なサービスの提供やサービスの質の確保及び向上、介護報酬の不正請求のチェック及び是正など、適正な給付に努めます。また、介護保険制度は利用者の負担金の他、多くの被保険者の保険料や公費を財源としていることから、一般の方々の理解を得るために、適切な情報の提供など普及啓発を行っていきます。これらを通じて、より良い介護保険事業を推進していくためには、サービス事業者の協力が不可欠です。このため、次のように事業者や利用者・介護者へのさまざまな支援に取り組んでいきます。

(1) 事業者への支援

① ケアマネジメントの充実

介護保険制度の要は、利用者に対し介護サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、適切なサービスを組み合わせ、その後の状況の変化に応じて継続的・計画的にサービスが提供されるよう配慮する「ケアマネジメント」です。

ケアマネジメントの充実のために、地域包括支援センター（おとしより相談センター）や居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーは、実際の担い手である介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、ケアプラン作成の相談や支援、事例検討会の開催、関係機関との連携などの支援を行います。また、地域包括支援センター（おとしより相談センター）の主任ケアマネジャー等に対しても、研修やケアプラン点検により支援を行います。

② 居宅介護支援事業者への支援

地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）が抱える困難事例等について、地域包括支援センター（おとしより相談センター）は、地域の関係機関等と連携して、サービス担当者会議の開催支援や出席、同行訪問による具体的な支援方法の検討など居宅介護支援事業者への助言等を行います。地域包括支援センター（おとしより相談センター）の後方支援としておとしより保健福祉センターは、困難事例等について高齢者サービス調整会議を開催します。居宅介護支援事業者の質の向上のため、事業者連絡会等による情報提供、研修の実施、さまざまな連絡会への参加依頼などの支援を行っていきます。

③介護サービス事業者間の連携強化

地域包括支援センター（おとしより相談センター）と介護サービス事業者相互の交流の場、及び介護サービス事業者間のネットワークづくりを目的として、介護サービス事業者交流会を開催します。併せて、制度や施策に関する情報提供、事例検討会や研修等を実施することにより、介護支援専門員等の資質向上を図れるよう努めます。

④介護サービス事業者への指導・監督

社会経済状況の変化とともに、介護保険制度もさまざまな改正を重ねていきます。そのなかで、事業者による適切な介護サービスの提供を確保していくとともに、サービスの質の向上を目指していくため、不適切事例への指導だけでなく、育成の視点から最新情報の提供やこれに伴う適正な運営の促進など、東京都と連携した事業者支援に努めます。

⑤制度改正に関する情報の提供等

介護サービス事業者に最新の情報が伝わることは、事業者のサービス提供が適切になされることにつながります。サービスの提供が適切になされれば、介護保険制度の信頼につながっていきます。

板橋区は、制度改正に対応したサービスの提供が行われるよう、制度改正等の情報の提供を介護サービス事業者に対して行います。

(2) 利用者・介護者への支援

①制度を理解してもらうための支援

介護保険のしおりや広報いたばし、各種パンフレット、ホームページにより、サービスの利用方法やサービスの種類などの情報をわかりやすく提供していきます。

また、町会・自治会や老人クラブからの要望に対し、介護保険課の職員を講師として派遣し、制度の周知に努めます。

②サービスの選択をするための支援

要介護の状態になっても、自らサービスを選択できるよう、多くのサービスに関する情報を適切に提供することが必要です。

事業者には、利用者の選択に資する情報を公開することが義務づけられています。この「介護サービス情報の公表」制度は、利用者やその家族が適切な事業所を選択・評価することを支援する目的で創設された制度です。この制度についての周知を行うことで利用の促進を図ります。

③苦情・相談対応の充実

介護保険に関する苦情・相談は、介護保険苦情・相談室を中心に地域包括支援センター（おとしより相談センター）、介護保険課、おとしより保健福祉センター等の区の窓口や東京都国民健康保険団体連合会（国保連）で受け付けています。

苦情や相談には、関係部署と連携し、事業者の協力を求めながら、迅速な解決に努めます。また、苦情や相談には要望や課題が多く含まれており、それがサービスの改善につながることもあるので、要望や課題の分析を行い、サービスの向上に努めていきます。

（3）給付適正化事業

①ケアプランの点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施したうえで、ケアプランが作成されているかの点検を行い、不適切なプランについて指導を行うことで、サービスの質の向上を目指します。

②医療情報との突合

東京都国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報をもとに、介護保険事業所に対してサービス実績を確認します。誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

③介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、介護保険給付額、利用者負担額を通知します。

利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげていきます。